

6月の
「家庭の日」は、
6月19日です！



「家庭の日」シンボルマーク

8日、18日、28日
も「家庭教育を実践する日」です。



「家庭教育を実践する日」の具体的な取組として、「話そう！語ろう！わが家の約束」運動を推進しています。

ご家庭ごとの「あるといいなあ」と思われる約束について、家族での話し合いを通して作り、見守り、振り返ることを実践してみませんか。

この機会に、家庭の大切さや家族のあり方について、見つめ直してみてください！



「家庭教育を実践する日」をご存じですか？

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき「家庭の日（毎月第三日曜日）」と「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせて「家庭教育を実践する日」としています。

「ぎふあおぞらキャンプ」の取組を参考に紹介します

(岐阜県環境生活部私学振興・青少年課)

インターネットやゲームから少し離れて、夢中になれるものを探してみませんか？

子どもたちにメディア時間を守らせることが難しい、と考える保護者の方も多いと思います。そんな時に、「ネットやスマホ」のことをいったん忘れ、家族とのコミュニケーションを楽しんだり、野外活動で自然の素晴らしさに触れたり、家族で何か楽しんだりしてみませんか。

取組方法

- 1 ネットから離れる時間や家族で取組む内容を決める。
- 2 家族で実践する。
- 3 実践中や実践後に、家族の思いを伝える。



どんな約束を作ればいいかな？

○家族がメディアから離れ、一緒に過ごす時間を決める。

○メディアから離れる時間に、家族で一緒に取組む内容を決める。例えば、料理、散歩、運動、読書、サイクリング、買い物、掃除、弁当作り、キャンプ、音楽・・・。楽しいことがたくさんあります。

※「ネット依存対策リーフレット」を参考にして、ゲーム、インターネット等の使用について話し合ってもいいですね。



もし取組に困ったら…

◇県では、乳幼児から小・中学生、次世代（高校生）へと切れ目なく「家庭教育プログラム」を取り揃えています。

「家庭教育を実践する日」の取組の参考になるかと思いますので、ごらんください。



◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(TEL058-272-8752)まで